

(別添)

控除対象一覧表

控除できるもの

項番	控除名	控除できる場合	控除額
①	生活災害、盗難、横領にあった方へ（生活を同じくする親族でも可）		支払額 （見込含む）
	雑損控除	申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする親族の方の住宅や家財などが災害、盗難又は横領により損失した場合、その取り壊し費用や除去費用、原状回復費用などがあれば控除できます。（保険金で補填される金額は対象外です。）	
②	医療にかかっている方へ（生活を同じくする親族でも可）		支払額 （見込含む）
	医療費控除	申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする親族の方が医療費を支払った場合に、その医療費について控除できます。（保険金で補填される金額は対象外です。）	
③	小規模企業経営者、個人事業主で一定の掛金を払っている方やiDeCoに加入の方へ		支払額 （見込含む）
	小規模企業共済等掛金控除	申立書に記載のある方が、小規模企業の経営者などのための退職金制度である小規模共済掛金、企業型確定拠出年金での加入者掛金、個人型確定拠出年金（iDeCo）などの掛金を支払った場合に、その掛金について控除できます。	
④	障害をお持ちの方や障害をお持ちの方と一緒に生活をしている方へ		27万円
	障害者控除	申請時点において、申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする配偶者や養っている親族が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されているなどの一定の障害がある場合に控除できます。	
⑤	重い障害をお持ちの方や重い障害をお持ちの方と一緒に生活をしている方へ		40万円
	特別障害者控除	④のうち、一定の障害のある方が精神障害者保健福祉手帳に障害等級 1 級と記載されている、身体障害者手帳に障害の程度が 1 級または 2 級と記載されているなど、一定の障害の程度である場合は④の27万円ではなく、40万円の控除となります。	
⑥	ひとり親の方へ（児童の父又は母以外）		27万円
	寡婦・寡夫控除	申請時点において、申立書に記載のある方（父、母を除く）のうち、寡婦または寡夫である場合に控除できます。	
⑦	養育者、配偶者又は扶養義務者のうち、ひとり親のお母さんへ		35万円
	特別寡婦控除	⑥ののうち、養っている子どもがいる寡婦の方について、⑥の27万円ではなく、35万円の控除となります。	
⑧	働きながら学校に通っている方へ		27万円
	勤労学生控除	申請時点において、申立書に記載のある方が、働きながら学校に通っている場合に控除できます。	
⑨	農業を営み、肉用牛を特定の市場で売却している方へ		支払額 （見込含む）
	肉用牛の売却による事業所得	申立書に記載のある方が農業を営んでおり、肉用牛のうち一定のものを特定の市場で売却した場合に控除できます。	

※ 上記の「控除名」の他にも、純損失の繰越控除（個人事業主で青色申告を行っている方）、雑損失の繰越控除（昨年以前に雑損控除をおこなっていた方）などができる場合があります。